

【重要】

4月以降の新年度が迫る中、外国人留学生の入国状況に差が生じ得る状況を踏まえ、学修機会等の確保や交換留学プログラムの実施等について、依頼をさせていただきますものとなります。

事務連絡
令和4年3月3日

各国公私立大学
各国公私立高等専門学校 } 担当課 御中

文部科学省 高等教育局
学生・留学生課 留学生交流室

外国人留学生の学修機会の確保及び交換留学プログラムの実施等について（依頼）

各法人におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について、適切に対応していただき、誠にありがとうございます。

令和4年2月24日付の「水際対策強化に係る新たな措置（27）」により、3月1日以降の水際措置の緩和が実施されているところですが、4月以降の新年度が近づく中、外国人留学生の入国状況に差が出てくる可能性等を踏まえ、下記の学修機会の確保にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 外国人留学生の修学上の配慮等について

予定していた時期に渡日できない学生や、入国後の待機が求められる学生については、入学手続きや履修登録におけるオンラインの活用等、柔軟な対応とともに、遠隔授業の活用等により、学生の学修機会の確保に取り組んでいただきますようお願いいたします。なお、オンラインでの入学手続きや履修登録ができない場合は、期間の延長等に加え、補講授業の活用等により、年間を通じて学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、当初の予定どおり4月に入学等したものと取り扱うことは差し支えありません。

また、学位授与式や入学式等その他の学事日程に関しましても、留学生ごとに入国時期などに差が発生しうる状況であることに鑑み、可能な限り、学生に寄り添った対応をするようご配慮をお願いいたします。

外国人留学生については、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）」では、専ら通信により教育を受ける場合は在留資格「留学」に応じた活動としては認められていませんが、新型コロナウイルス感染症の対策として、学校運営上の対策を講じる目的などの観点から、必要な範囲において、本邦に在留する外国人留学生に対して遠隔授業を実施することは、在留資格「留学」に応じた活動として認められる場合があります。なお、渡日前の遠隔授業の実施については、上陸基準省令に抵触するものではありません。

また、これまで令和3年4月2日付高等教育局長通知「大学等における遠隔授業の取扱いについて」^{*}等で示しているとおり、新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時においては、今後も、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められることから、留学生への柔軟な対応等を図るため、文部科学省からの通知等を踏まえて、各大学等の状況に応じた修学上の配慮をお願いいたします。

以上の事項について留意しつつ、必要な修学上の配慮について具体的に検討し、当該学生に幅広く情報提供いただきますよう、お願いいたします。

※ 「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」（令和3年4月2日付高等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt_kouhou01-000004520_03.pdf

2. 交換留学プログラムの実施について

交換留学プログラム等の実施については、多くの外国人留学生が日本への留学を希望していること、交換留学プログラムの中止により日本の学生の海外派遣も一時中断、延期を余儀なくされるなどの影響が懸念されることから、水際措置の状況や当該プログラムの対象となる外国人留学生の入国状況などを踏まえ、交流協定等を締結する海外大学等との Japan Virtual Campus (JV-Campus) 等のオンラインも活用した国際教育交流の機会の確保に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、このほかにも、学内外の外国人留学生との交流機会の提供等により、日本人学生の国際交流機会の確保にも留意いただくようお願いいたします。

※Japan Virtual Campus (JV-Campus) について (<https://www.jv-campus.org/>)

3. 外国人留学生への奨学金支給に関する取扱について

○新たに渡日予定の外国人留学生

本年4月に新たに渡日予定の国費外国人留学生及び独立行政法人日本学生支援機構「留学生受入れ促進プログラム」については、所定の期間から遅れて渡日する場合や秋渡日など奨学金支給期間を変更する場合も奨学金の受給ができるよう柔軟に対応することとします。

・2022年度留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）

学習奨励費受給者の推薦に当たっては、募集要項に記載する受給者の条件を全て満たしている必要がありますが、新型コロナウイルス感染症への日本政府の対応等のため一部の条件を満たすことが困難な場合は、独立行政法人日本学生支援機構において、以下のとおり特例措置を実施し、推薦を認めることとなっています。取扱いの詳細については、独立行政法人日本学生支援機構にお問い合わせください。

表1：推薦手続きの弾力化（2022年度留学生受入れ促進プログラム）

| 特例措置が認められる場合 | 特例措置を認める項目 |
|--|-------------------------------|
| ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、渡日手段の減少、出発国内の交通遮断及びビザ入手困難等の理由により、推薦締切までに渡日することができない場合 | ・ 在留カード番号の登録 ・ ゆうちょ口座番号の登録 |
| ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による渡日の遅れ又は渡日後の待機等により、推薦締切までにゆうちょ口座を開設することができない場合 | ・ ゆうちょ口座番号の登録 |

※国費外国人留学生制度の取扱については、別途ご連絡します。

【本件担当】

（外国人留学生に関する事項全般について）

文部科学省高等教育局学生・留学生課政策調査係
代 表：03-5253-4111（内 3360 又は 2518）

（大学の修学上の配慮について）

文部科学省高等教育局大学振興課法規係
代 表：03-5253-4111（内 3338）

（高等専門学校での修学上の配慮について）

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係
代 表：03-5253-4111（内 3347）